

## 石巻市行財政改革推進委員会条例

### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、財政改革その他経営的視点に立った行政運営の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石巻市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織等)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政に関し優れた識見を有する者
- (2) 行財政改革及び行政評価に強い関心を有する市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員長は委員会に諮り、非公開とすることができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は令和2年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年石巻市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

石巻市行財政改革推進委員会委員	勤務1日につき	9,500円	同
-----------------	---------	--------	---